



訪問介護型の生活支援サービス(A型)従事者養成研修

介護の仕事につながる研修 生活支援の担い手になりませんか?



訪問型サービスAとは、平成28年4月から市全域で始まった介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の訪問型サービスの一種です。このサービスでは、家庭を訪問し、調理や掃除などを利用者と共に行い、利用者自身のできることが増えるよう支援します。

この研修の修了で、訪問型サービスA事業所（大野城市の指定を受けた事業所）で働ける資格を取得することができます。

- 対象者** 福岡県民で訪問型サービスAの事業所で働く意思のある人※介護職員初任者研修課程修了者、旧ホームヘルパー3級所持者は除く
 - 期日** 9月7日・14日・21日・28日、10月5日・12日・19日、11月2日（木曜日）の8回と10月7日～11月1日のうち1日（実習先事業所と調整）、全9回 各回3時間半～7時間の研修
 - 会場** 市役所新館 4階425・426会議室（実習時は事業所）
 - 内容** 訪問型サービスAを担う人材の養成（基本介護技術や家事援助の方法、現場でのボランティア実習など）
- ※修了証をもらうには、全てのカリキュラムを修了する必要があります。
- 定員** 20人程度（申込多数の場合は抽選。大野城市民を優先）
 - 参加費** 無料
 - 申込方法** 申込書（申込先で配布、または市ホームページからダウンロード）を直接提出、送付、FAX
 - 申込期限** 8月23日（水）
 - 問い合わせ先** 福岡県介護福祉士会 ☎(474)7015
 - 申し込みと問い合わせ先** 長寿支援課介護サービス担当 ☎(580)1860 ☎(573)8083

入院や高額な外来診療の保険診療分が自己負担限度額までになります

「限度額適用認定証」があれば、入院や高額な外来診療の保険診療が自己負担限度額までとなります（一医療機関で同じ月内の支払い）。

また、市県民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額となります。

●**対象者** 国民健康保険加入者
※「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。対象者には案内を郵送していただきます。必要な人は申請してください。

※国保以外の社会保険などに加入している人は、各健康保険の保険者（発行元）に問い合わせてください。

※市県民税非課税世帯とは、国民健康保険加入者全員およびその世帯の世帯主が非課税の場合をいいます。

●**必要なもの** ◇国民健康保険被保険者証 ◇印鑑 ◇入院日数が分かるもの（過去1年間で90日を超える場合）

※国民健康保険税に未納がある世帯には、限度額適用認定証などを交付できない場合があります。

70歳～74歳の人

70歳以上で市県民税課税世帯の人は、高齢受給者証を提示すると自己負担限度額までの支払いになるため「限度額適用認定証」は不要です。ただし、市県民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請できます。

●**申請と問い合わせ先** 国保年金課 ☎(580)1847

申請により交付されるもの（申請月から適用）

課税区分	69歳までの人	70歳～74歳
課税	限度額適用認定証	
非課税	限度額適用・標準負担額減額認定証	

減額後の入院時の食事代

対象者	1食当たり
市県民税非課税世帯	210円
市県民税非課税世帯で長期入院	160円（申請日から適用）
所得がない世帯で70歳～74歳	100円

※課税世帯の人は1食当たり360円

※長期入院（1年以内に90日を超える入院）の人は、再度申請が必要